

中国における知的財産権の最新情報について

(2016年7月)



Part I : 中国 IP 保護の最新情報: 2

1. MONCLER、「淘宝城」及び関係店舗の侵害訴訟に勝利 (HFG 代理案件) 2
2. Under Armour Inc.、模造品メーカーを起訴し1億円の賠償を要求..... 2
3. 「果汁局」商標が公告に、国知局(SIPO)まで狙われるのか..... 3

Part II : 中国 IP 産業新動向 4

4. PCT (特許協力条約)、2016年7月1日より新規定の施行に 4
5. 広州工商局、「ディズニー」に係る登録商標の IP 保護特定行動を展開..... 5
6. 裁判官の離職ブームになるのか、原因は様々..... 5

Part I : 中国 IP 保護の最新情報:

1. MONCLER、「淘宝城」及び関係店舗の侵害訴訟に勝利 (HFG 代理案件)



近頃、上海市普陀区人民法院は、モンクレール股份会社が同社「MONCLER」ブランドアパレルの模造品を販売する侵害行為に対し「淘宝城」(上海知名な商業街南京西路に位置するショッピングモール) 及び関係店舗を起訴する案件 (HFG が代理した案件) について、判決を下した。判決によると、「淘宝城」の市場管理者である「上海韓城企業管理有限公司」(以下は「韓城公司」と略す) が監督管理の職責に怠り善管注意義務を尽くせず、侵害行為への利便を客観的に提供したことは、侵害行為の繰返しかつ多発を引き起こした要因になる。「淘宝城」が商標権者の登録商標権を侵害し、原告に対し経済損失を賠償する判決となった。

原告であるモンクレール股份会社は、2015 年より「淘宝城」において同社の商標権を侵害した商品を販売している店舗を大量に発見した。当該侵害品は、低価格で「MONCLER」を顕著に標示した模造品である。モンクレール股份会社は市場管理者である韓城公司宛に侵害店舗の連絡先など情報が含まれた弁護士書簡を届き、当該店舗による侵害行為の阻止に協力することを要求したが、返答を得ることができなかった。また、「淘宝城」における侵害行為に、抑えられた様子が何も見られていない状況であった。

この背景で、HFG はモンクレール股份会社の依頼を受け「淘宝城」の市場管理者及び関係店舗の侵害行為に対し法律に基づき対処した。

【HFG コメント】「淘宝城」は上海市において最も有名な模造品販売市場の一つです。「淘宝城」の周辺 3 キロメートル (地下鉄では 1 駅の距離) の範囲において、多国籍大手企業の中国本部が集積しているものの、「淘宝城」に対する摘発、整理活動は、強い地方保護主義により推進困難の状況です。HFG が「淘宝城」への起訴を代理し裁判所の支持を得たことは、「淘宝城」における模造・侵害行為に対する大きな勝利であり、今後の行動にも積極的な効果を発揮するものになるのでしょうか。

2. Under Amour Inc.、模造品メーカーを一を起訴し 1 億円の賠償を要求



PK



近日、Under Amour Inc. (以下「アンダーアーマー公司」と略す) は、同社本社及び中国支社の名義で福建省延飛龍体育用品有限公司 (以下は「延飛龍公司」と略す) 及びその関連企業安德瑪 (中国) 有限公司による商標権侵害及び不正競争行為について福建省高級人民法院へ提訴したことを公表した。原告であるアンダーアーマー公司は、1 億円の賠償を要求し、中国国家商標局及び香港企業登録へ被告企業に対する法的処置を要請した。

Under Amour Inc. 中国支社の名称が「安德阿鎧貿易 (上海) 有限公司」となっているものの、この名称の発音に近い安德瑪 (中国) 有限公司は、香港で登録された延飛龍公司の関連企業で、Under Amour Inc. と何らかの関係もしていない会社である。

背景について、今年 4 月、延飛龍公司は福建晋江で記者会見を召集し、「Uncle Martian」というアパレルシリーズを公表した。その後、アンダーアーマー公司は速やかに延飛龍公司とのあらゆる提携や商業接触がないと声明を公表した。

なお、業界筋によると、今までの実例を整理すると、「JORDAN」、「IPHONE6」などブランドに係る侵害訴訟において原告の敗北になった場合が多い観点から、今回アンダーアーマー会社の起訴に対し懸念を示した。

【HFG コメント】「傍名牌」の通常手法を言いますと、香港で目標商標権者に相似する企業名を登録した後、その企業から中国域内でメーカーにOEMを委託したり、販売・宣伝をしたりすることがよくあります。Under Amour Inc. は、グローバルを巡り既に中国で健全な IP 保護体制を構築しており、今度延飛龍公司及び「Uncle Martian」に対する反応を通して強い IP 保護の意識および決心を示しています。企業にとっては、健全な IP 保護体制を持っていれば、いざの時に「JORDAN」、「IPHONE6」などより順調に行動を取れるのでしょう。

3. 「果汁局」商標が公告に、国知局 (SIPO) まで狙われるのか



近日、17451054 番「果汁局」商標の公告について広い範囲で話題になった。上図の様に、左側が出願される「果汁局」（中国語の読み方は「ゴウジジュウ」で、中国国家知識産権局の略称「国知局」に近いもの）の図形、右側が中国国家知識産権局（以下は「SIPO」と略す）のマーク、両者が明らかに相似している。このような出願が初審査を通して公告になること及び、その後登録になれる可否については、激しい論議が続いている。

当該商標の出願者は、経済発展の速い華東地区に位置する物流会社で、第 39 区

分の輸送サービス関連の内容で当該商標を出願した。出願商標は、読み方が SIPO の略称「国知局」に近く、図形も SIPO のマークに相似している。これに対し、当該商標は出願者が合法的な手続きに従い、先願図形のない状況で出願された観点から、登録されべきものになるという賛成論があったももの、あまりにも SIPO に近い発音と相似する図形による構成されたもので、SIPO の権威性に支障が生じる観点から却下すべきものになる反対論が高まっている。

一方、SIPO は先日、出願者から撤回申請により当該商標の出願審査を中止したと先日に公表した。これで注目を集めた話題について、円満な解決を迎えることになった。

【HFG コメント】一方、SIPO は、公表とともにある北京の IT 企業から四つの区分で出願した「果汁局」商標を却下した。これで SIPO 自身の IP 保護については一段落となった。本件は、中国における企業向けの教育事例にもなります。イノベーションの奨励スローガン「万衆創新」のように革新・創造を大胆に進めることであれば有難いものですが、「冒名出願」や「傍名牌」などの目的で現れた行為はに容赦なしに撲滅しなければなりません。

Part II : 中国 IP 産業最新動向

4. PCT (特許協力条約)、2016 年 7 月 1 日より新規定の施行に

国際特許協力連盟 (PCT 連盟)、新たな特許協力条約に関する実施細則 (以下は「細則」と略す)



を公布した。細則は、2016 年 7 月 1 日より施行され、PCT 第 6 条、第 11 条に係る通信用語、優先権回復、個人情報など内容について改訂を実施したものになる。

改訂の詳細について、

- (1) 出願者による出願文書上の公開に不適合する内容の削除要請条項を追加した。(PCT 実施細則第 48 条、第 94 条における訂正)
- (2) 受理官庁及び国際調査機関のほか、WIPO 国際事務局及び補充国際調査機関には、出願者に出願文書中の欠落についての確認・通知義務を追加した。(PCT 実施細則第 9 条における訂正)
- (3) 不可抗力の範囲には、「電子送信サービスの普遍的失効」を追加した。(PCT 実施細則第 82 条における訂正)
- (4) 優先権の回復手順において、受理官庁は WIPO 国際事務局に優先権の回復に係る全ての所有書類を送信しなければならないが、公開に不適宜な内容に係る書類を送信しないことができる。(PCT 実施細則第 26 条の二の第 3 項における訂正)
- (5) WIPO 国際事務局のオンラインシステム (ePCT) を利用する出願者は、当該出願の公開言語で WIPO 国際事務局と通信連絡をすることができ

る。(PCT 実施細則第 92 条における訂正)

今度の訂正により、出願者にはさらなる権利を付与されることになる。

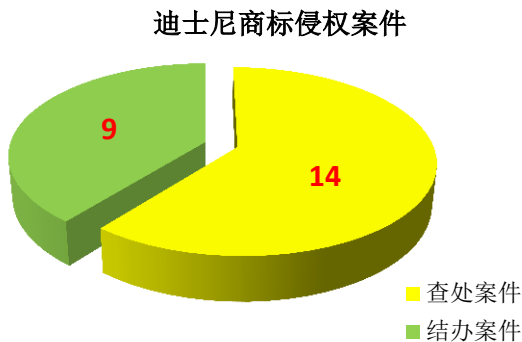
- (1) 出願者は、公開に不適合する内容の削除要請条項の追加により自身及び他の関係者の利益保護をさらに図ることができる。
- (2) 出願者は、WIPO 国際事務局及び補充国際調査機関に欠落の確認・通知義務を追加されたことによりさらなる機会を得て出願書類を改訂できる。
- (3) 出願者は、「電子送信サービスの普遍的失効」が不可抗力の範囲に加えられたことにより、大規模なネットシャットダウンにおいても権利を挽回することができる。なお、条項の内、「普遍 (general)」とは個別若しくは部分的なネットシャットダウンを指すものではない。
- (4) 出願者は、Epc を利用して、熟練の言語で WIPO 国際事務局と通信連絡をすることができるようになった。例えば中国の出願者は中国語の国際公開において、中国語で WIPO 国際事務局と連絡できるようになる。

【HFG コメント】 今回の改訂は、出願者の権利保護ならびに出願際の利便性を考慮したものです。出願者は、母語の利用、個人情報の秘密保守、出願書類の補正など分野において更なる機会と権利を得ることができます。HFG としては、PCT 関連案件を対応する際に、出願者に今回の改訂内容に関する説明・助言を通じ付与された権利を最大限に発揮させるよう対応していきます。

5. 広州工商局、「ディズニー」に係る登録商標の IP 保護特定行動を展開



2016年7月3日、広州市工商行政管理局の通報によると、昨年10月以来同局により対処した「ディズニー」商標の侵害案件は14件（うち9件終結）で、係る製品・マークなどが6,000件以上となった。



広州市工商行政管理局は、「ディズニー」に係る登録商標の IP 保護特定行動を展開するために、「広州市工商行政管理局が『ディズニー』に係る登録商標に関する特定行動の実施方案」を作成した。今回の特定行動の重点区域は、各アパレル、おもちゃ、雑貨、工芸品の小売・卸売に係る卸売市場および観光地などとなる。また、同局は、オフラインとなる重点区域のほか、E コマースプラットフォームに対する観測を強化した。

広州市工商行政管理局の公表によると、今回の特定行動において、2,502回の執行員出動により5,480軒店舗に対する検査・整理が実施された。同局は、侵害行為に対し厳重な方針で処理していることを強調した。2015年12月、同局番禺区分局は、「広州ある動漫科技有限公司がミキマオスなどディズニーに係る商標権を侵害

するゲーム機を生産した案件」を処理し、12万円の罰金を課した。2015年10月、同局花都区分局は、「広州ある皮具有限会社がソフィアなどディズニーに係る商標権を侵害するかばんを生産した案件」を処理し、9.9万円の罰金を課した。

広州市工商行政管理局は、侵害行為への打撃を継続する一方、ディズニーに関する商標権の宣伝強化により社会公衆における IP 意識を深化させることを考えている。

【HFG コメント】近年、特に2014年「商標法」第三次修正案の施行以来、関連の司法部署・機関は、訴訟における判定される商標侵害行為の賠償金額を向上させる一方、行政行動による処罰の強度を引き上げています。以前の場合だとすると、商標侵害案件に係る罰金が1万円を超えたケースが珍しいでしたが（HFGの統計によると、約1%に過ぎない状況）、今はそうではありません。HFGが本月に代理した行政摘発案件においては、工商行政管理局が200個の模造品電球に対し5万円の罰金を課したことがありました。

6. 裁判官の離職ブームになるのか、原因は様々



近日、元最高人民法院記者会見スピーカー、ニュース副局長、副庁級裁判官など職務を勤めていた孫軍氏が公職を辞任し、アリババグループの公共事務副総裁に就任した。本件により近年で頻繁に提起されている裁判官の辞職現象について再び話題に挙げられている。

情報筋の整理によると、2015年、中国において辞任を決意した裁判官は

1,000人（全国裁判官全体の約0.5%）を越えた。そのうち、実務を熟知したエリートが多い。

公職を辞任した数多くの裁判官によると、離職について大量な案件による高圧力、低い待遇、キャリア上の昇進が見えない、終身的な問責体制などが主な原因になる。近年、よく報道される「医鬧」（患者が医療紛争で医者を襲撃する）事件のような、裁判官が訴訟関連者により襲撃される事件も上昇している傾向である。2016年2月26日、北京昌平区人民法院に所属する馬彩雲・裁判官は、僅か38才にもかかわらず、二人の暴徒により銃撃されて死亡した。このような暴力事件が相次ぎに現れることも、一部の裁判官が公職から卸す気になる原因となる。

辞任した元裁判官の行き先について、銀行、保険会社、信託会社の法務関係職、弁護士、司法局、政法委員会における閑職などが多く、うち弁護士に従事する比率は半分以上を占めた。

弁護士に従事することについて、元裁判官は、以前の公職で司法システムにおいて人脈を積んだとはいえ、その効果が有限であると述べたものが多い。また、案件の対処においては、当事者が弁護士の元裁判官という身分に信用するかもしれないが、結局、弁護士自身の能力が決定的なものになる。また、現職の裁判官においては、敢えて元同僚であった弁護士を配慮する者もいる。

【HFG コメント】2013年以来、中国における裁判官の「離職ブーム」が浮上してきました。この何回の論議を引き起こした話題は、元最高人民法院記者会見スピーカーの孫軍工氏の離職によって再び提起されました。公職を辞任した元裁判官のうち、35～45才の豊富な法学知識及び実務経験を持つ高学歴な人材が多いです。なお、離職となった元裁判官達においては、司法システムの加護から離れ、キャラクター転換に応じずに挫折した者も少なくありません。また、離職になった元裁判官の人数が多いほど、元裁判官という身分によるメリットは、弱化されるのでしよう。

上海恒峰法律事務所
2016年7月28日

HFG 概況

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する事務所として、高標準、高品質のサービスを提供し続け、世界各業界のクライアントのニーズを徹底的に了解に基づき、クライアントの為に最大な商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されているが、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司であり、北京、上海に二つの事務所があります。

HFGは長年の実務経験を通じて、深く多様な知識と多言語のコミュニケーション能力を駆使し、全国の省、直轄市、自治区等の司法、行政機関において、クライアントのために多様な知的財産権業務を展開しています。HFGは知的財産に関する訴訟・非訴訟案件やビジネス及びコーポレートのリーガルサービスを集約しクライアントの無形資産が有形資産より多い会社のためにワンストップソリューションを提供します。HFGが扱っている分野はIT・通信、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品医薬品基準、ライセンス取得、特許技術の収益化等に係っています。

HFG が代理した案件は、数年連続中国公安部から「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」と評価され、また中国外商投資企業協會優質ブランド保護委員會より「中国知的財産権案件ベスト 10」と評価され、及び複数の主要省の中級、高級人民法院より当年度の經典的訴訟案件と評価されました。私たちの長年の努力により HFG は数年連続複数の国際クライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」と評価されました。2010 年以來、当事務所は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務の一位と推薦され、また「知的財産権管理」からも強力に推薦され、同時にチェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からも高い評価を取得しました。



本号の知的財産権の最新情報について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel : +86 21 5213 5500

Fax : *86 21 5213 0895

Mail : lili@hfgip.com; Hfg_china@hfgip.com; hding@hfgip.com